

役員等報酬規程

社会福祉法人 みくに会
丸子ベビー保育園

社会福祉法人みくに会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みくに会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を現金支給する。

2 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表3に定める額(交通費、宿泊費、日の報酬)を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一号二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、令和元年5月31日より改訂し施行する。

別表 1 役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席、園行事への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席、園行事への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会、監事監査等会議への出席、園行事への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表 2 苦情対応第三者委員

	日額
苦情対応第三者委員	5,000円

別表 3 出張旅費

交通費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実費	20,000円	10,000円	実費

別表 4 役員ごとの役員報酬を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	理事会等会議への出席報酬(日額)
理事	5,000円

